参 考 資 料 集

浄化槽法の概要	• • • • • • • 1
浄化槽法体系における基準について	2
都道府県の指導監督に係る仕組み	3
浄化槽の保守点検に係る規定について	• • • • • • • 4
浄化槽の清掃に係る規定について	• • • • • • • 7
法定検査に係る規定について	9
生活系からの汚濁負荷量の影響	• • • • • • • • • 11
閉鎖性水域における窒素、リンの状況	• • • • • • • • 12
浄化槽整備に係る国庫補助の概要	• • • • • • • • 14
高度処理型浄化槽の補助	• • • • • • • • • 15

浄化 槽法の概要

法律の目的

・ 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全 及び公衆衛生の向上に寄与すること

浄化槽の製造

・ 建築基準法令に定める構造基準に伴い、当該構造基準に 適していることを国土交通大臣が認定

浄化槽の設置

- ・工事の技術上の基準
- ・ 浄化槽工事業に係る登録(都道府県知事)
- ・ 浄化槽設備士の設置

浄化槽の保守点検

- ・ 保守点検の技術上の基準(年3回以上の実施)
- ・ 浄化槽保守点検業に係る登録(都道府県知事)
- ・ 浄化槽管理士の設置

浄化槽の清掃

- ・ 清掃の技術上の基準(年1回の実施)
- ・ 浄化槽清掃業の許可(市町村長)

浄化槽の検査

- ・ 設置後の水質検査(使用開始後6月から2月間)
- ・ 定期検査(毎年1回)
- ・都道府県知事が指定した検査機関が実施

浄化槽設置の援助

・ 国又は地方公共団体は所要の援助等を講ずるよう努める

浄化槽法体系における基準について

<改正前の浄化槽法体系における基準>

改正前の浄化槽法第4条第1項において建築基準法令に定める構造基準を適用

【建築基準法施行令第32条】

汚物処理性能に関する技術的基準

BOD除去率 65~85%以上

BOD濃度 30~90mg/I以下

+

【国交省告示1292号:屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件】 (建築基準法第31条及び建築基準法施行令第35条の規定に基づき制定)

国土交通大臣が定めた 構造方法(構造例示型)

BOD除去率 90~70%以上

BOD濃度 10~60mg/I以下

又は

国土交通大臣の認定を 受けたもの(大臣認定型)

高度処理型については、窒素・燐に係る基準あり



<改正後の浄化槽法体系における基準>

【浄化槽法第4条第1項】

浄化槽からの放流水に係る水質基準(省令事項) 公共用水域等の水質保全の観点から規定



- 反映【浄化槽法第4条第3項】

【建築基準法施行令第32条】

汚物処理性能に関する技術的基準

+

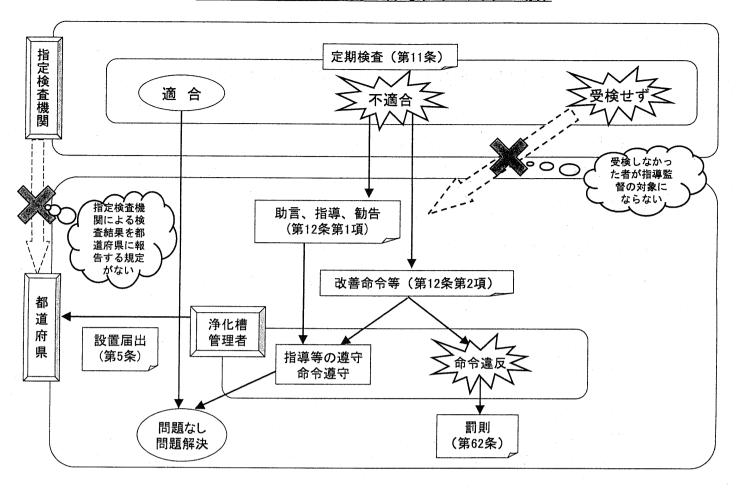
【国交省告示1292号:屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件】 (建築基準法第31条及び建築基準法施行令第35条の規定に基づき制定)

> 国土交通大臣が定めた 構造方法(構造例示型)

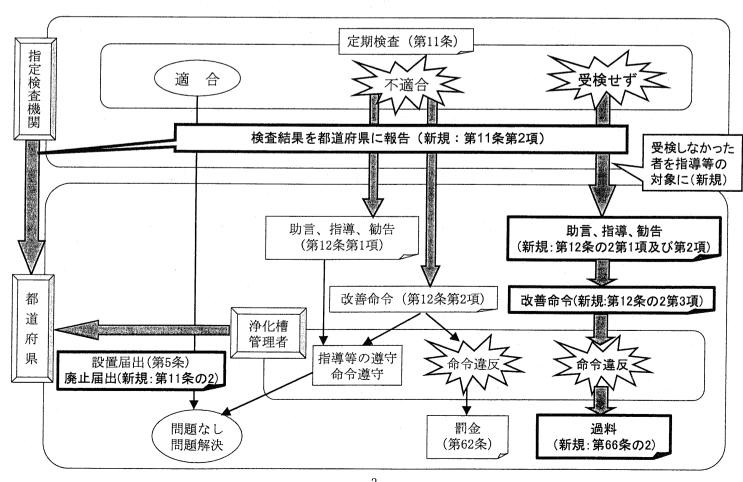
又は

国土交通大臣の認定を 受けたもの(大臣認定型)

都道府県の指導監督に係る仕組み(改正前)



都道府県の指導監督に係る仕組み(改正後)



浄化槽の保守点検に係る規定について

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)

(浄化槽に関する基準等)

第四条 (略)

- 2~4 (略)
- 5 浄化槽の保守点検の技術上の基準は、環境省令で定める。
- 6 (略)

(保守点検)

第八条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

- 第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 2 (略)
- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)

(保守点検の技術上の基準)

- 第二条 法第四条第五項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 浄化槽の正常の機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 前条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況
 - 二 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - へ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他 単位装置及び附属機器類の機能の状況

- 二 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水 位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、 又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱室用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱室槽にあつては、 溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、 及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び 流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及び ろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び 蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水 (地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。)は、環境衛生上の支 障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(保守点検の回数の特例)

第六条 みなし浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常 の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類		
全ばつ気方式	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	三月	
	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以	二月	
	下の浄化槽		
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	一月	
分離接触ばつ気方式、分離ば	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月	
つ気方式又は単純ばつ気方式	二 処理対象人員が二一人以上三〇〇人以	三月	
	下の浄化槽		
	三 処理対象人員が三〇一人以上の浄化槽	二月	
散水ろ床方式、平面酸化床方		六月	
式又は地下砂ろ過方式			

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(屎)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA三三〇二)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。

2 浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類		
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ	一 処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月	
床接触ばつ気方式又は脱窒ろ	二 処理対象人員が二一人以上五〇人以下	三月	
床接触ばつ気方式	の浄化槽		
活性汚泥方式		一週	
回転板接触方式、接触ばつ気	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集	一週	
方式又は散水ろ床方式	槽を有する浄化槽		
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流	二週	
	量調整槽を有する浄化槽(一に掲げるも		
	のを除く。)		
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月	

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし(屎)尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA三三〇二)」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

浄化槽の清掃に係る規定について

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)

(浄化槽に関する基準等)

第四条 (略)

2~5 (略)

6 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

(清掃)

第九条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

- 第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
- 2 (略)
- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第四十八条第一項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。

環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)

(清掃の技術上の基準)

- 第三条 法第四条第六項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりと する。
 - 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
 - 二 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
 - 三 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては 全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。

- 四 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、 汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、 凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移 送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、 スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 五 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
- 六 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、 掃除等を行うこと。
- 七 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、
 る床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 八 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- 九 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、 散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿 物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 十 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、 消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、 二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り 水として使用することができる。
- 十一 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十二 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十三 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(清掃の回数の特例)

第七条 法第十条第一項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

法定検査に係る規定について

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)

(設置後等の水質検査)

- 第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。
- 2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定める ところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければ ならない。

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

- 第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めると きは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するため に必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由が なくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当 の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(定期検査)

- 第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で 定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関 する検査を受けなければならない。
- 2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由が なくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当 の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (注)下線部は、浄化槽法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 47 号)による改正部分。

環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号)

(設置後等の水質検査の内容等)

第四条 法第七条の規定による設置後等の水質検査の項目、方法その他必要な事項は、 環境大臣が定めるところによるものとする。

2 (略)

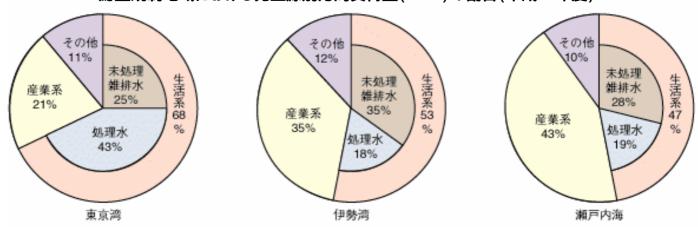
(定期検査の内容等)

第九条 法第十一条の規定による定期検査の項目、方法その他必要な事項は、環境大 臣が定めるところによるものとする。

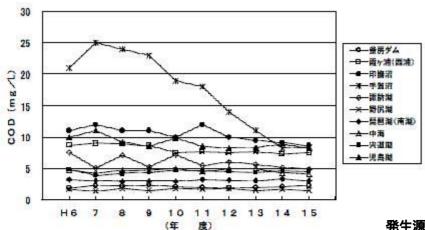
2 (略)

生活系からの汚濁負荷量の影響

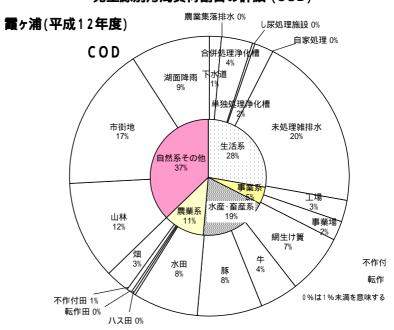
総量規制地域における発生源別汚濁負荷量(COD)の割合(平成11年度)



指定湖沼の水質状況の推移(COD年間平均値:過去10年間)



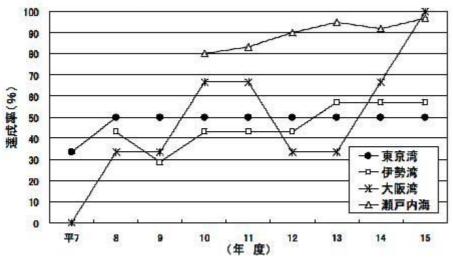
発生源別汚濁負荷割合の詳細 (COD)



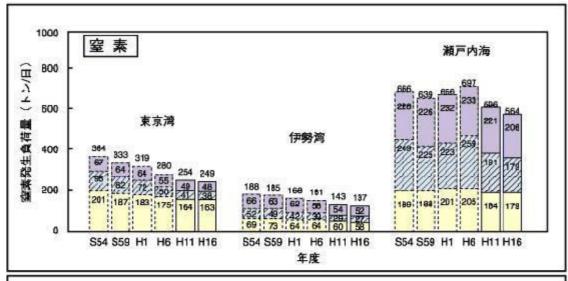
円グラフ中の「0%」とは、0.5%未満のことを意味している。

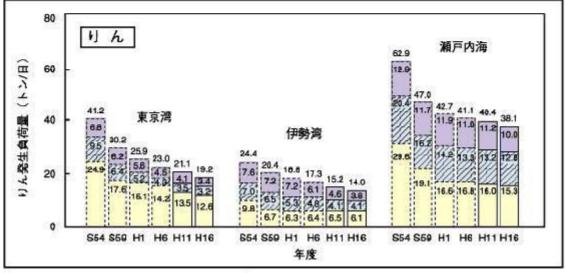
閉鎖性水域における窒素、リンの状況

窒素及び燐の環境基準達成率の推移



三海域の汚濁負荷量の推移及び削減目標量 (窒素、りん)

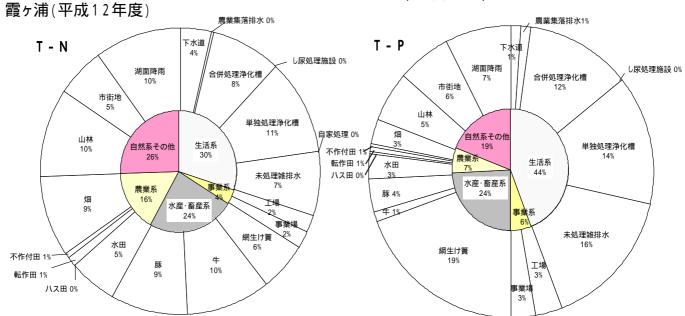




□ 生活系 □ 産業系 □ その他系

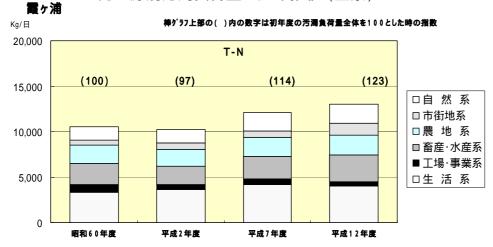
(注1) 点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計 (注2) 平成16年度の値は削減目標量とした

発生源別汚濁負荷割合の詳細 (窒素、りん)

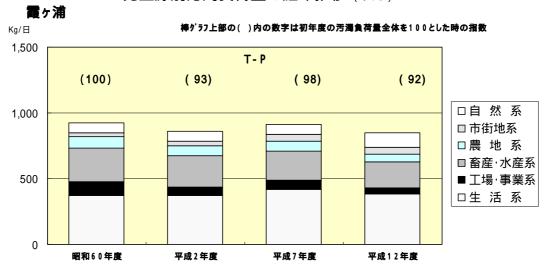


円グラフ中の「0%」とは、0.5%未満のことを意味している。

発生源別汚濁負荷量の経年推移 (窒素)



発生源別汚濁負荷量の経年推移(りん)



浄化槽整備に係る国庫補助の概要

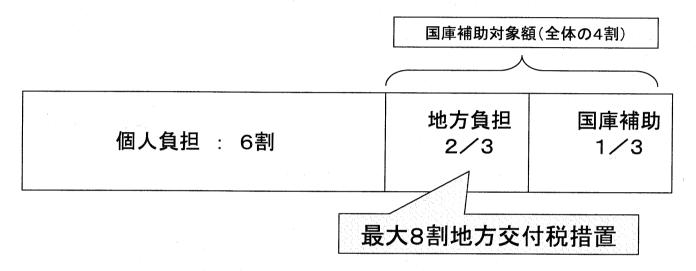
浄化槽整備事業

効率的・効果的な汚水処理施設の整備を図るため、浄化槽整備を補助する事業

浄化槽設置整備事業(個人設置型)

(昭和62年度より補助事業開始)

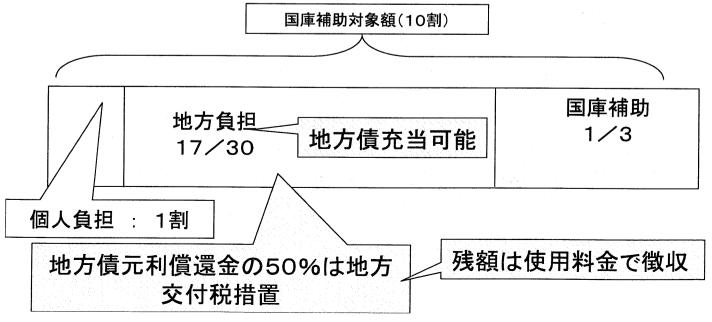
- 浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する事業で、その助成費用の一部を国庫 補助する制度。
- ※ 浄化槽は個人の所有なので浄化槽管理の責任は浄化槽設置者たる個人が負う



浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置)

(平成6年度より補助事業開始)

- 〇 市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する事業(市町村が面的に整備を図るためのもの)
 - ※ 浄化槽は市町村の所有なので浄化槽の管理の責任は市町村が負う



高度処理型浄化槽の補助

高度処理型の浄化槽としては、窒素又は燐を除去するもの、窒素及び燐を併せて除去するもの、BOD(生物化学的酸素要求量)を高度に処理するものがある。

高度処理型の浄化槽は、設置費用(本体費用と工事費用)が、通常の浄化槽の 設置費用より高いことから、補助の基準額についても通常の浄化槽に比べ高い 基準額を設定し、設置を推進してきたところ。

対象地域としては、湖沼法の指定湖沼、閉鎖性海域、水源地域などで窒素・燐除去型浄化槽を設置する場合、BOD・COD についてより厳しい許容限度が定められている地域

(参考1)補助対象地域

窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽の整備並びに窒素及び燐除去能力を 有する高度処理型の浄化槽の整備

平成15年度より、以下の(ア)、(イ)について従前の「水質汚濁防止法に規定する生活排水重点地域」であることの要件は適用しない。

- (ア)指定湖沼などの「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼を指定」 (告示)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域
- (イ)東京湾、伊勢湾、瀬戸内海などの「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に 係る海域を指定」(告示)により指定された海域に生活排水が排出される地域
- (ウ)上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法第2条第2 項で指定するダムの周辺地域であり、水質汚濁防止法に規定する生活排水重点地域 である地域
 - BOD除去能力に係る高度処理型の浄化槽の整備

水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準にかえて、BOD、CODについて同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準が定められている地域

(参考2)補助基準額

	通常型	窒素又は燐除去 型	窒素及び燐除 去型	BOD 除去高度 処理型
5 人槽	88.8 万円	102.0 万円	113.7 万円	108.3 万円
6~7 人槽	102.6 万円	113.4 万円	143.1 万円	137.7 万円
8~10人槽	129.6 万円	138.0 万円	193.2 万円	184.8 万円